

# 第1編【洪水災害】

## 1 避難情報の発令対象とする洪水等

### ＜対象（立退き避難が必要な災害の事象）＞

- ① 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合
  - \* 具体的な区域や河岸侵食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を指定している場合があり、屋内安全確保の適否判断に資するものである。
- ② 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
  - \* 住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要である。
- ③ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

### ＜避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件＞

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合
  - \* 氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令する。

## 2 避難情報の発令対象区域

### ＜水位周知河川＞

水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市は、あらかじめ洪水規模別（計画規模、想定最大規模）に浸水が想定される区域を河川事務所等から入手し、ハザードマップを作成する。

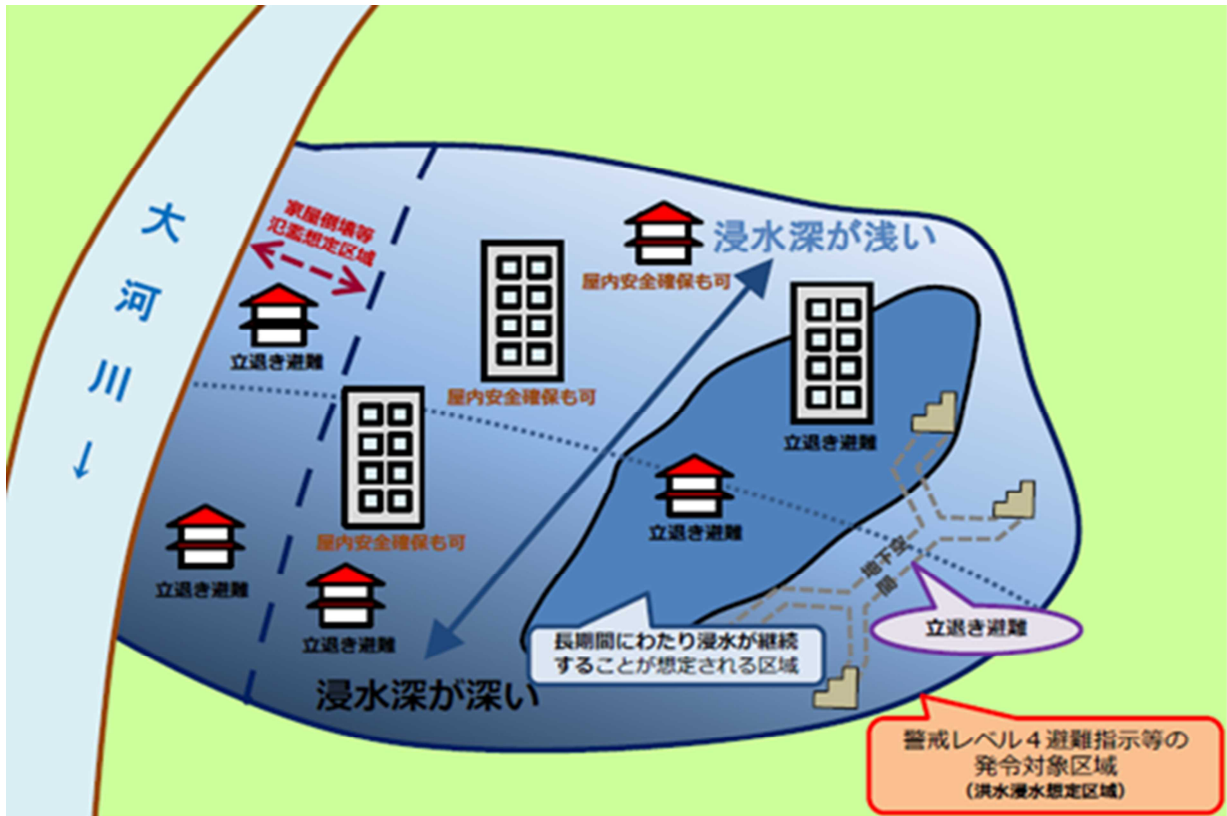
### ＜その他河川等＞

その他河川等については、水防法に基づき公表されている想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を基本に、避難情報の発令対象区域を設定する。

なお、この洪水浸水想定区域図は、河川断面などの詳細な調査をしていない簡便な手法によって作成されているため、浸水範囲や浸水深などは概略で示されており、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性がある。

したがって、それぞれの河川特性や過去の浸水状況等を考慮し、地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第2版）（平成30年12月）を活用して区域設定を行う。

レベル4大雨危険警報等が発表された場合の避難情報の発令対象区域については、洪水キキクルや浸水キキクルを確認の上、それぞれの危険度に応じて、危険度が上昇している河川の洪水浸水想定区域等を参考に設定する。



(避難情報の発令対象区域のイメージ)

### 3 避難情報の発令を判断するための情報

	項目	提供元	説明
台風や気象に関する情報	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報より更新頻度を上げて提供。
	府県気象防災速報	気象庁	警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表される。
	府県気象解説情報	気象庁	現在・今後の気象状況や災害発生危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として適宜発表される。(全国を対象とする「全般気象解説情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象解説情報」もある。)
	気象防災速報 (記録的短時間大雨)	気象庁	レベル3大雨警報等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。
	気象防災速報 (線状降水帯発生)	気象庁	線状降水帯が発生し、大雨による災害発生危険度が急激に高まっているときに発表される。
	気象防災速報 (線状降水帯直前予測)	気象庁	今後3時間以内に、線状降水帯発生可能性が高まったときに発表される。
	気象解説情報 (線状降水帯半日前予測)	気象庁	線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めてもらうことを目的として、半日程度前を目安に発表される。
気象に関する警報等(注意報・警報・危険警報・特別警報)・早期注意情報・時系列情報	警戒レベル相当情報		
	レベル2 大雨注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表(流域雨量指数がレベル2大雨注意報基準に実況または3時間先までの予測で到達する区間があるときに発表)される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、災害が起こるおそれがあるときに発表(表面雨量指数がレベル2大雨注意報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表)される。
	レベル3 大雨警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれのあるときに発表(流域雨量指数がレベル3大雨警報基準に実況または3時間先までの予測で到達する区間が一部でもあるときに発表)される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表(表面雨量指数がレベル3大雨警報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表)される。
	レベル4 大雨危険警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれが大きいときに発表(流域雨量指数がレベル4危険警報基準に実況または3時間先までの予測で到達する区間が複数あるときに発表)される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれが高いときに発表(表面雨量指数がレベル4大雨危険警報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表)される。
	レベル5 大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
	レベル2 氾濫注意報	気象庁	河川が増水することにより、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。警戒レベル2。
	レベル3 氾濫警報	気象庁	河川が増水することにより、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。

レベル4 氾濫危険警報	気象庁	河川が増水することにより、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているときに発表される。
レベル5 氾濫特別警報	気象庁	氾濫が発生または切迫したときに発表される。
その他		
早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が [高]、[中] 2段階で提供される。
時系列情報	気象庁	警報・注意報に先立って気象の見直しを翌日までの3時間毎または、日毎の気象状況の見直しを一日4回（05時、11時、17時、23時）提供 ※対象要素：大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜）

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等に関する情報	水位到達情報 (河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度を発表するもので、国・北海道から発表される。		《川の防災情報》 《市町村向け川の防災情報》
	水位到達情報 (下水道)	北海道 市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		《北海道防災ポータル》
	流域雨量指数の 6時間先までの 予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、大雨警報等の判断基準と比較することで河川ごとの6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。	10分毎	《気象庁HP》
	浸水キキクル	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予測を用いている。	10分毎	《気象庁HP》

	洪水キキクル	気象庁	<p>上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予測を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。</p>	10分毎	《気象庁HP》
	大雨キキクル	気象庁	<p>洪水キキクルと浸水キキクルの危険度を重ね合わせ、危険度の高いものを優先表示させたもので、大雨に関する警報等が発表された場合に、どこで大雨による危険度が高まっているかを把握することに活用できる。</p>	10分毎	《気象庁HP》

#### 4 河川の水位と発表される洪水予報等

##### 【水位周知河川の場合】

水位危険度レベル	水位	水位到達情報
レベル5	氾濫の発生 氾濫発生水位	レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報 [洪水])
レベル4 (危険)	氾濫危険水位 (レベル4 水位)	レベル4 氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報 [洪水])
レベル3 (警戒)	避難判断水位 (レベル3 水位)	レベル3 氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)	氾濫注意水位 (レベル2 水位)	レベル2 氾濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報 [洪水])
レベル1	水防団待機水位	

※ それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル2 水位）、避難判断水位（レベル3 水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

#### ○情報の名称等

##### ■水位

水位	内容
氾濫注意水位 【レベル2 水位】	水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位
避難判断水位 【レベル3 水位】	警戒レベル3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位
氾濫危険水位 【レベル4 水位】	警戒レベル4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
氾濫発生水位 【レベル5 水位】	警戒レベル5 緊急安全確保の発令の目安、居住者等の屋内安全確保、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が発生している可能性のある水位

##### ■水位到達情報の発表

水位到達情報	内容
レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報 [洪水])	・ 氾濫が発生または切迫したとき ・ 氾濫発生水位に到達したとき
レベル4 氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報 [洪水])	・ 氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達したとき
レベル3 氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報 [洪水])	・ 避難判断水位（レベル3 水位）に到達したとき
レベル2 氾濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報 [洪水])	・ 氾濫注意水位（レベル2 水位）に到達したとき

## 5 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

区 分	根拠法令	居住者等に求める行動等
<b>【警戒レベル1】</b> 早期注意情報	—	<b>災害への心構えを高める</b> ・居住者等は、防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。 ・自主的な避難先（親戚・知人宅やホテル等）の調整や、屋内安全確保をする場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については、居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。
<b>【警戒レベル2】</b> 大雨注意報 氾濫注意情報	—	<b>自らの避難行動を確認</b> ・居住者等は、ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。 ・避難準備については、自らが避難するタイミングである警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令される前までに行う。
<b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知または警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知または警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者的高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	<b>危険な場所から全員避難</b> ・危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。

<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p><b>命の危険、直ちに安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
-----------------------------------	--	---

## 6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

※各河川及び水位観測所は、参考資料：主要水位・雨量観測所一覧のとおり

### (1) 胆振幌別川（幌別ダムの下流）《水位周知河川》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>レベル3 氾濫警戒情報やレベル3 大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。水位周知河川は、避難判断水位（レベル3 水位）が設定されていない場合や、急激に水位が上昇する等もあることから、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。</p> <p>〈確認情報・計測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）である <b>1. 93m</b>に到達した場合</li> <li>胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表） <ol style="list-style-type: none"> <li>堤防に軽微な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生</li> <li>樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</li> <li>胆振幌別川に流入する来馬川の排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する。）</li> </ol> </li> </ol> <p>〈推定・予測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、氾濫注意水位（レベル2 水位）である <b>1. 76m</b>を超えた状態で、来福橋地点上流の水位観測所（小平岸橋）の水位状況から、来福橋地点の急激な水位上昇のおそれがある場合</li> <li>胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、氾濫注意水位（レベル2 水位）である <b>1. 76m</b>を超えた状態で、次の①、②のいずれかまたは両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>レベル3 大雨警報が発表され、胆振幌別川の洪水キキクルで「警戒(赤)」（警戒レベル3 相当情報 [洪水]）が出現した場合（※レベル3 大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> <li>上流域（釧山地区）で大量または強い降雨が見込まれる場合</li> </ol> </li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3 相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ol> <p>※適切なリードタイムを考慮した水位が設定されていない場合、推定・予測情報を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる。</p>	<p><b>【計画規模】</b> 中央町1～6丁目 常盤町5丁目 富士町1～4・6丁目 柏木町1・4丁目 新川町1～4丁目 緑町1～4丁目 桜木町1～6丁目 片倉町3～6丁目</p> <p><b>【想定最大規模】</b> 千歳町1丁目 幌別町1・3・5丁目 中央町1～7丁目 常盤町1・2・4・5丁目 富士町1～7丁目 柏木町1・2・4丁目 新川町1～4丁目 緑町1～4丁目 桜木町1～6丁目 片倉町2～6丁目 大和町1丁目 若山町1丁目</p> <p>※本河川の両河岸は、「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）」とされており、洪水時に河岸が浸食された場合、家屋の倒壊・流出等の危険性があるため、早めの立退き避難が必要な区域です。</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>レベル4 氾濫危険情報やレベル4 大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル4 避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル4 避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促すためには、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。</p> <p>〈確認情報・計測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4 水位）である <b>2. 22m</b>に到達した場合</li> <li>胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4 水</li> </ol>	

	<p>位) よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合 (氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表)</p> <p>①堤防に漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生  ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況  ③胆振幌別川に流入する来馬川の排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されてる状況 (発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する。)  ④幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 胆振幌別川の水位観測所 (来福橋) の水位が、避難判断水位 (レベル3水位) である <b>1.93m</b> を超えた状態で、来福橋地点上流の水位観測所 (小平岸橋) の水位の状況から、来福橋地点の急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>4 胆振幌別川の水位観測所 (来福橋) の水位が、避難判断水位 (レベル3水位) である <b>1.93m</b> を超えた状態で、次の①、②のいずれかまたは両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、胆振幌別川の洪水キキクルで「危険 (紫)」 (警戒レベル4相当情報 [洪水]) が出現した場合 (※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流域 (釧山地区) で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」 (警戒レベル4相当以上の基準の超過) が予想されている場合など) (夕刻時点で発令)</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」 (警戒レベル4相当以上の基準の超過) が予測されており、かつ、大雨の「危険」 (警戒レベル4相当以上の基準の超過) が予想されている場合) (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令すること。</p> <p>※発令基準5、6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>	
--	--	--

<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、氾濫開始相当水位(レベル5水位)である<b>3.15m</b>に到達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(または背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)</p> <p>3 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、氾濫開始相当水位(レベル5水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>②胆振幌別川に流入する来馬川の排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されてる状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する。)</p> <p>③幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>4 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)を超えた状態で、来福橋地点上流の水位観測所(小平岸橋)の水位状況から、来福橋地点で氾濫のおそれがある場合</p> <p>5 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)を超えた状態で、胆振幌別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合</p> <p>6 レベル5 大雨特別警報が発表され、胆振幌別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5 大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>※これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供さえるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※発令基準1～2に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに、都道府県知事等がレベル5 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5 氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令すること。</p> <p>※発令基準5、6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p> <p>※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	
-----------------------------------	--	--

(2) 胆振幌別川（幌別ダムの上流）《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図 を基本)
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 (推定・予測情報)</li> <li>2 水位を観測しておらず、基準となる水位の設定ができないため、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>①レベル3大雨警報が発表され、胆振幌別川（幌別ダムの上流）の洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> <li>②上流（釧山地区）で大量または強い降雨が見込まれる場合</li> </ol> </li> <li>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ol>	<p>釧山町</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 (推定・予測情報)</li> <li>2 水位を観測しておらず、基準となる水位の設定ができないため、次の①、②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>①レベル4大雨危険警報が発表され、胆振幌別川（幌別ダムの上流）の洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> <li>②上流（釧山地区）で大量または強い降雨が見込まれる場合</li> </ol> </li> <li>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</li> <li>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ol> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※発令基準3、4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	

<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>〈確認情報〉</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <p>2 レベル5 大雨特別警報が発表され、胆振幌別川（幌別ダムの上流）の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（※レベル5 大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>※ これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5 氾濫発生情報（警戒レベル5 相当情報 [洪水]）を発表することとなり、レベル5 氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	
-----------------------------------	--	--

(3) 来馬川（新登喜和橋（道道728号線）の下流）《水位周知河川》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図 を 基本)
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>レベル3 氾濫警戒情報やレベル3 大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。水位周知河川は、避難判断水位（レベル3 水位）が設定されていない場合や、急激に水位が上昇する等もあることから、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）である<b>3.51m</b>に到達した場合</li> <li>2 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表） <ol style="list-style-type: none"> <li>①堤防に軽微な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生</li> <li>②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</li> </ol>                     (推定・予測情報)                 </li> <li>3 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫注意水位（レベル2 水位）である<b>3.01m</b>を超えた状態で、次の①、②のいずれかまたは両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>①レベル3 大雨警報が発表され、来馬川の洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報 [洪水]）が出現した場合（※レベル3 大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞込むこと）</li> <li>②上流域で大量または強い降雨が見込まれる場合</li> </ol> </li> <li>4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3 相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ol> <p>※適切なリードタイムを考慮した水位が設定されていない場合、推定・予測情報を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる。</p>	<p>「(1) 胆振幌別川 《水位周知河川 》」と同様</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>レベル4 氾濫危険情報やレベル4 大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル4 避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル4 避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促すためには、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。 (確認情報・計測情報)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4 水位）である<b>3.70m</b>に到達した場合</li> <li>2 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4 水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表） <ol style="list-style-type: none"> <li>①堤防に漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生</li> <li>②幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</li> </ol>                     (推定・予測情報)                 </li> <li>3 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）である<b>3.51m</b>を超えた状態で、次の①、②のいずれかまたは両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>①レベル4 大雨危険警報が発表され、来馬川の洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4 相当情報 [洪水]）が出現した場合（※レベル4 大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞込むこと）</li> <li>②上流域で大量または強い降雨が見込まれる場合</li> </ol> </li> </ol>	

	<p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、制度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>（確認情報）</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>（計測情報）</p> <p>2 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫開始相当水位（レベル5水位）である<b>5.38m</b>に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（または背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>3 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫開始相当水位（レベル5水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>②幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p>（推定・予測情報）</p> <p>4 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態で、来馬川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合</p> <p>5 レベル5大雨特別警報が発表され、来馬川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>※これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供さえるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※発令基準1～3に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに、都道府県知事等がレベル5氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）を発表することとなっており、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令すること。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p> <p>※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	

(4) 来馬川（新登喜和橋（道道728号線）の上流）《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 (推定・予測情報)</p> <p>2 水位を観測しておらず、基準となる水位の設定ができないため、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、来馬川（新登喜和橋の上流）の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流域で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p>柏木町5丁目 常盤町6丁目</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 (推定・予測情報)</p> <p>2 水位を観測しておらず、基準となる水位の設定ができないため、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、来馬川（新登喜和橋の上流）の洪水キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流域で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※発令基準3、4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	

<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>〈確認情報〉</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <p>2 レベル5 大雨特別警報が発表され、来馬川（新登喜和橋の上流）の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（※レベル5 大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>※ これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5 氾濫発生情報（警戒レベル5 相当情報 [洪水]）を発表することとなっており、レベル5 氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	
-----------------------------------	--	--

(5) 登別川≪その他河川等≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫注意水位である<b>7.80m</b>を超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>2 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫注意水位<b>7.80m</b>に到達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、登別川の洪水サイクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流(カルルス地区)で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p><b>【想定最大規模】</b> 登別本町1～3丁目 登別東町1～5丁目 登別港町1・2丁目 中登別町(紀文台地区) カルルス町</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)である<b>8.68m</b>に到達した場合</p> <p>2 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>3 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、登別川の洪水サイクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流(カルルス地区)で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き</p>	

	<p>始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)を超えた状態で、登別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 レベル5大雨特別警報が発表され、登別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>※ これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報「洪水」)を発表することとなり、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2、3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

(6) クスリサンベツ川《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。</p> <p>〈確認情報・計測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、観測開始水位－<b>2.61m</b>を超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表）</li> <li>2 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、観測開始水位－<b>2.61m</b>に到達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>①レベル3大雨警報が発表され、クスリサンベツ川の洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> <li>②上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</li> </ol> </li> <li>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ol>	<p>登別温泉町</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。</p> <p>〈確認情報・計測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、危険水位－<b>0.60m</b>に到達した場合</li> <li>2 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、危険水位－<b>0.60m</b>（レベル4水位）よりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表）</li> <li>3 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、危険水位－<b>0.60m</b>（レベル4水位）よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>①レベル4大雨危険警報が発表され、クスリサンベツ川の洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> <li>②上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</li> </ol> </li> <li>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</li> <li>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き</li> </ol>	

	<p>始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)  ※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。  ※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p><b>【警戒レベル5】</b>  緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 クスリサンベツ川の水位計(弥生橋)の水位が、氾濫開始水位(レベル5) <b>0.00m</b>に到達した場合</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 クスリサンベツ川の水位計(弥生橋)の水位が、危険水位(レベル4水位)を超えた状態で、クスリサンベツ川の洪水キキクル「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合</p> <p>4 レベル5大雨特別警報が発表され、クスリサンベツ川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと</p> <p>※ これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にし緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1、2に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準3、4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

(7) ポンアヨロ川≪その他河川等≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。</p> <p>(確認情報・計測情報)</p> <p>1 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、観測開始水位－<b>2.63m</b>を超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表)</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>2 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、観測開始水位－<b>2.63m</b>に到達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、ポンアヨロ川の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p>登別東町3～5丁目 中登別町</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4 避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。</p> <p>(確認情報・計測情報)</p> <p>1 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、危険水位－<b>0.60m</b>に到達した場合</p> <p>2 ポンアヨロ川の水位計(弥生橋)の水位が、危険水位－<b>0.60m</b>(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表)</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、危険水位－<b>0.60m</b>(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、ポンアヨロ川の洪水キキクルで「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き</p>	

	<p>始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、氾濫開始水位<b>0.00m</b>に到達した場合</p> <p>3 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、危険水位(レベル4水位)を超えた状態で、ポンアヨロ川の洪水キキクル「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合</p> <p>4 レベル5大雨特別警報が発表され、ポンアヨロ川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>※ これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1、2に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準3、4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

(8) 鷺別川・上鷺別富岸川《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫注意水位である<b>2.35m</b>を超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>2 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫注意水位<b>2.35m</b>に到達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、鷺別川または上鷺別富岸川の洪水キックで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②鷺別川または上鷺別富岸川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p>鷺別町1～6丁目 美園町1～6丁目 若草町1～4丁目 栄町1・3丁目 新生町1・3丁目</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)<b>3.00m</b>に到達した場合</p> <p>2 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>3 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、鷺別川または上鷺別富岸川の洪水キックで「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②鷺別川または上鷺別富岸川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報</p>	

	<p>の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位) <b>3.00m</b>を超えた状態で、鷺別川または上鷺別富岸川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合</p> <p>3 レベル5大雨特別警報が発表され、鷺別川または上鷺別富岸川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞込むこと)</p> <p>※ これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にし緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2、3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

(9) 富岸川・西富岸川《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫注意水位<b>4.92m</b>を超えた状態、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、観測開始水位<b>1.54m</b>を超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>2 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫注意水位<b>4.92m</b>に到達し、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、観測開始水位<b>1.54m</b>に達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、富岸川または西富岸川の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②富岸川または西富岸川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p>富岸町1～3丁目 若山町3・4丁目 栄町1～4丁目 若草町1～4丁目 新生町1～4丁目 大和町2丁目 美園町2丁目 鷺別町3～6丁目 富岸町</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)<b>5.61m</b>に、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、危険水位(レベル4水位)<b>0.60m</b>に到達した場合</p> <p>2 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)<b>5.61m</b>、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、危険水位(レベル4水位)<b>0.60m</b>よりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>3 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫危険水位<b>5.61m</b>(レベル4水位)に、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、観測開始水位<b>0.60m</b>(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、富岸川または西富岸川の洪水キキクルで「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②富岸川または西富岸川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻</p>	

	<p>時点で発令)</p> <p>5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫危険水位<b>5.61m</b>(レベル4水位)を、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、危険水位<b>0.60m</b>(レベル4水位)を超えた状態で、富岸川または西富岸川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 レベル5 大雨特別警報が発表され、富岸川または西富岸川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5 大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>※ これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5 氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2、3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

(10) 岡志別川<<その他河川等>>

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。</p> <p>(確認情報・計測情報)</p> <p>1 岡志別川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫注意水位<b>12.89m</b>を超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表)</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>2 岡志別川の水位観測所(うぐいす3号橋)の水位が、氾濫注意水位<b>12.89m</b>に到達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、岡志別川の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②岡志別川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p>幌別町7・8丁目 千歳町2・4～6丁目 千歳町</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4 避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。</p> <p>(確認情報・計測情報)</p> <p>1 岡志別川の水位観測所(うぐいす3号橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)<b>13.49m</b>に到達した場合</p> <p>2 岡志別川の水位観測所(うぐいす3号橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)<b>13.49m</b>よりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表)</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 岡志別川の水位観測所(うぐいす3号橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、岡志別川の洪水キキクルで「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②岡志別川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き</p>	

	<p>始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 岡志別川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫危険水位<b>13.49m</b>(レベル4水位)を超えた状態で、岡志別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合</p> <p>3 レベル5大雨特別警報が発表され、岡志別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>※ これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2、3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

## 7 避難情報の解除基準

### 《水位周知河川》

水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

### 《その他河川等》

当該河川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については浸水キキクルで示される危険度が下降傾向である場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

## 8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台 【0143-22-4249】 【0143-22-0002】	・気象の警報等に関する事。
室蘭開発建設部 ・防災課 【0143-25-7052】	・国管理河川施設に関する事。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。
胆振総合振興局室蘭建設管理部 ・治水課 【0143-24-9544】 ・維持管理課 【0143-24-9542】 ・登別出張所 【0143-85-2311】	・道管理河川施設に関する事。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。
胆振総合振興局地域創生部 ・危機対策室 【0143-24-9570】	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。

## 9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務部 総務グループ	北海道防災情報システムへの入力	TV放送 視聴者	
	（災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	ラジオ放送	聴取者
		エリアメール（docomo） 緊急速報メール （au、softbank、Rakuten）	市内に滞在する携帯電話保持者
		FMびゅう（割り込み放送）	聴取者
	防災行政無線（同報系）	住民等	
	X（旧：ツイッター）	PCユーザー等	
	登録制メール（登別市防災メール）	事前登録者	
	電話等	胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令	
総務部 秘書広報グループ	市公式ウェブサイト、Facebook、LINE	PCユーザー等	
市民生活部 市民協働グループ	電話等	連合町内会	
保健福祉部 教育委員会	電話等	要配慮者利用施設（※）	
消防本部	消防車	住民等（巡回ルート）	
	電話等	消防団	
災害対策本部で決定	広報車	住民等（巡回ルート）	

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

## 10 避難情報の伝達文

### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川が増水し、氾濫するおそれがあるため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ・ 避難対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ ハザードマップを確認し、浸水のおそれのある区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。（※1）
- ・ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・ 特に、急激に水位が上昇しやすい河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- ・ 開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

### (2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・ 避難対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ ハザードマップを確認し、浸水のおそれのある区域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。
- ・ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。（※1）
- ・ ただし、避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。（※2）
- ・ 開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

### (3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

(河川氾濫が切迫している状況)

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川が増水し既に堤防を越え氾濫しているおそれがあります！
- ・ ●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 避難対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ 避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・ 開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(河川氾濫を確認した状況)

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川の水位が●●付近で堤防を越え氾濫が発生したため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。(※3)
- ・ 避難対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ 避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。  
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)
- ・ 開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

※1 この呼びかけを行うにあたっては、次の①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。

② 自宅・施設等に浸水しない居室があること。

③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること。

※2 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、状況に応じてこのような伝達も行う。

※3 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

#### 【広報車で広報を行う際の留意事項】

- ・ ハザードランプを点灯させ道路左側を低速（時速5キロ～10キロ）で走行しながら実施する。  
主要な箇所まで停車して広報を行うことも有効である。
- ・ 伝達文例を読み上げる際は、焦らずにゆっくりと読み上げると聞こえやすい。
- ・ 道路の陥没や、マンホールなど二次災害の危険性もあるため冠水した道路の走行や、泥濘でスタックする危険性もあるため道路状況の確認を充分に行う。

(4) 【警戒レベル3】高齢者等避難の緊急速報メールの文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル3 高齢者等避難

●●／●● ●●：●● 高齢者等避難発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：上記対象地域にいる高齢者や障がいのある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

(5) 【警戒レベル4】避難指示の緊急速報メールの文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル4 避難指示

●●／●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：上記対象地域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難してください。避難場所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

※ ~~~~~線部分は、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、必要に応じて伝達する。

(6) 【警戒レベル5】緊急安全確保の緊急速報メールの文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル5 緊急安全確保

●●／●● ●●：●● 緊急安全確保発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ（または発生）

備考：上記対象地域にいる方は、直ちに安全な場所に避難してください。

立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

参考資料：主要水位・雨量観測所一覧

【水位周知河川】

水系名	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位	雨量観測所
		水位計設置場所	観測開始水位	—	危険水位	氾濫開始水位	
胆振幌別川	胆振幌別川	来福橋	1.76 m	1.93 m	2.22 m	3.15 m	小平岸橋
		小平岸橋	-3.18 m	—	-0.60 m	0.00 m	
胆振幌別川	来馬川	相生橋	3.01 m	3.51m	3.70 m	5.38 m	相生橋
		—	—	—	—	—	

【その他の二級河川】

水系名	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位	雨量観測所
		水位計設置場所	観測開始水位	—	危険水位	氾濫開始水位	
胆振幌別川	胆振幌別川 (幌別ダム上流)	—	—	—	—	—	鉦山町鉦山橋付近
		—	—	—	—	—	
胆振幌別川	来馬川 (新登喜和橋上流)	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
登別川	登別川	登別橋	7.80 m	—	8.68 m	—	登別橋 カルルス町
		—	—	—	—	—	
	クスリサンベツ川	弥生橋	-2.61 m	—	-0.60 m	0.00 m	登別温泉町 五色橋
ボンアヨロ川	ボンアヨロ川	—	—	—	—	—	
		明星橋	-2.63 m	—	-0.60 m	0.00 m	
鷺別川	鷺別川	上鷺別*	2.35 m	—	3.00 m	—	
		—	—	—	—	—	
富岸川	富岸川	美園町歩道橋*	—	—	—	—	若草町めいきょう橋
		—	—	—	—	—	
	西富岸川	西富岸橋*	-1.54 m	—	-0.60 m	0.00 m	
岡志別川	岡志別川	うぐいす3号橋*	12.89 m	—	13.49 m	—	
		—	—	—	—	—	

※ 水位観測所／水位計設置場所の欄の\*印は、河川カメラ設置場所を示す。

※ 水位観測所、水位計及び雨量観測所の所管事業者は、カルルス町の雨量観測所を除き室蘭建設管理部が所管する。

※ 氾濫開始相当水位は氾濫発生水位と読み替えることができるものとする。